

## 介護老人保健施設リハビリセンター章仁苑通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人章仁会が開設する介護老人保健施設リハビリセンター章仁苑（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立てて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活をできるように在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごせることができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設リハビリセンター章仁苑              |
| (2) 開設年月日    | 平成3年4月22日                        |
| (3) 所在地      | 広島県三次市和知町 11800 番地 21            |
| (4) 電話番号     | 0824-66-2755 FAX 番号 0824-66-1184 |
| (5) 管理者      | 施設長 佐竹 良子                        |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (3451980027 号)          |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定める規準を下回らないものとする。

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 管理者兼医師 | 1人   |
| (2) 介護職員   | 3人以上 |
| (3) 療法士    | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、当施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 療法士は、利用者に対し、リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし1月1日～1月3日を除く。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 事業の利用定員数は、30人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 事業は、医師、療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

- (1) 三次市(三和町、作木町、布野町、君田町、甲奴町を除く)の区域。
- (2) 庄原市山内町、平和町、尾引町、木戸町、殿垣内町、本郷町、水越町、高茂町の区域。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 事業の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒は、施設内では禁止する。
- ・ 喫煙は、居室内では禁止する。
- ・ 通所者は、火災、盗難又は伝染病等の予防に自ら努めなければならない。
- ・ 設備・備品の利用は、所定の手続きをとり、施設長の許可を得ること。
- ・ 所持品には、全てマジック等で名前を記入すること。
- ・ 備品等の持ち込みは、原則として禁止する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、自己で管理する場合を除き、施設において管理する。
- ・ 事業利用時の医療機関での受診は、施設負担とする。
- ・ 宗教活動は、施設内では禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者が選定し充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、防火訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消化・通報・避難）・・・年 2 回
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(従業員の服務規律)

第 14 条 従業員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業員の質の確保)

第 15 条 従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業員の勤務条件)

第 16 条 従業員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人章仁会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第 17 条 従業者は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 19 条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(個人情報の保護)

第 20 条 当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 21 条 利用者及び関係者からの苦情に迅速にかつ適正に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置し担当者を選任する。苦情処理については章仁会の規程による。

(市町村等との連携)

第 22 条 当施設は、地域社会に根ざした運営をしていくために、施設の利用者や運営に関して市町村やその他関係機関との密接な連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 23 条 従業者は職務中事故が発生した場合、利用者の安全優先、生命維持を基本に速やかに対応しなければならない。

2 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事故に関する調整を行い速やかに対応し善処するものとする。

4 当施設は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる

ものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 24 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(改 正)

第 25 条 この規定を変更、改正、廃止するときは、社会福祉法人章仁会理事会の議決を得なければならない。

(暫定処置)

第 26 条 介護保険法の改定等によりこの規程に支障のあるときは、暫定処置として、介護保険法等の規程により処理するものとし、その後速やかにこの規程を改正するものとする。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。  
平成 3 年 4 月 23 日から施行の管理規程は、平成 12 年 3 月 31 日付けて廃止する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 13 年 8 月 3 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 15 年 4 月 23 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 17 年 6 月 11 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 18 年 1 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 19 年 11 月 10 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 30 年 6 月 2 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この運営規程は、交付の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。